

ビジネス方法の特許に関する一考察 米国法を中心に

呉 斌

要 旨

商業方法特許はソフトウェア発明の一種、1908年 Hotel Security Checking 案件以来、商業方法除外の原則が広く受け入れられ、抽象概念の商業方法が特許性を持たないとして、特許法保護から除外された。その後、情報技術、特にインターネットの急速な発展と米国「重視特許政策」の影響により、1998年7月米国連邦巡回控訴法院は State Street Bank 案件判決で商業方法除外の原則を否定し、商業方法特許が可能となった。しかし、商業方法特許の急増により、特許審査の質が低下し、特許審査官による特許審査の恣意性が問題視された。このため、米国議会と特許商標局は特許法と特許審査ガイドラインにいくつかの追加的規定を盛り込んだ。本論文は概観として、商業方法特許の米国特許制度の変遷を、米国でいくつかの重要な判例を分析し、特許法理論上、商業方法が特許法保護の対象となるべきかどうかを論じる。また、商業方法特許の存在の問題と、これらの問題を商業方法特許審査に反映させるべき点について論じる。

キーワード.....ビジネス方法の特許 ビジネス方法除外原則 Hotel Security Checking
事件判決 State Street Bank 事件判決

はじめに

近年、技術の進歩とプロパテント政策が、知的財産権分野に大きな変革をもたらした。「きわめて抽象的なもの」¹⁾であるため、特許法の保護対象外とされてきたコンピュータ・プログラムは、「一定の場合にその発明の成立性を認める」²⁾などといった特許法を代表とする工業所有権法保護体制の強化が見られるものの、「構想・デザインを実現するための方法・手法」については、たとえコンピュータ・システムやインターネットを利用して応用されても、「抽象的なアイデア」として、特許法の保護対象とされないのが従来の考え³⁾であった。

しかし、1998年7月の米国の連邦巡回控訴裁判所(CAFC)の State Street Bank 判決⁴⁾で金融商品の特許(いわゆる「ハブ・アンド・スポーク特許」)の有効性が認められたことで、このような考え方が否定され、「ビジネス上のアイデア」であっても、「汎用コンピュータや既存のネットワークを利用して」、コンピュータ・プログラムの工夫によって実現し応用されれば、「ビ

ビジネス方法の特許」⁵⁾として、特許の保護対象となりうることを示唆した。

これを契機に、ビジネス方法の特許が産業界の大きな関心事となり、米国を中心に多くの特許取得事例が出ている。日本においても、特許制度の中でビジネス方法の特許の定義は示されていないものの、特許庁は肯定的に捉えていると考えられ、ビジネス方法の特許に相当する事例⁶⁾も出てきている。

「ビジネス方法の特許」の出現背景の一つとしては、インターネットを活用した新しいビジネスの仕組みが次々と開発されていることがある。これまで特許が関係した産業は主として製造業、農業、工業、水産業などといった「物」が関係している分野であったが、「コンピュータ技術の発達によって、情報処理システム活用の広がり」は『いかに情報処理システムを活用するか』という点で、特許との接点をもたらしことになった。従来、事業化が困難であったり、事業化しても大きな市場を形成できないようなビジネスアイデアであっても、世界の顧客に直結したインターネットというインフラを前提として用いることにより、事業として実現することができる可能性が生じてきたのである⁷⁾。この点については特許庁も触れており、以下のように説明している⁸⁾。「IT（情報技術）の進歩により、ソフトウェアの応用可能性が広がってきた結果、ビジネス上のアイデアを汎用コンピュータや既存のネットワークを利用して実現する事例が多く見られるようになってきた」。「ソフトウェア特許自体は、今日ビジネス方法の特許と呼ばれているものも含め、以前より存在していたが、広告、流通、金融その他のサービス分野などこれまで特許制度との関係が希薄であった分野、業種においても、こうした事例が見られるようになってきた」のである。

コンピュータ・プログラム関連発明（ビジネス方法の特許はその一形態として捉えられている）の特許については、日本のみならず、米国、欧州においても、これを意識した具体的な規定の改正は行われていない。日本においては、特許庁による審査基準や運用指針により、米国においては、裁判所の判決と、これを踏まえた特許商標庁による運用基準により、欧州においては、EPOの審決により、保護対象の拡大・明確化が図られている。本論文では、このように、コンピュータ・ソフトウェア関連発明の新しい一形態として注目された「ビジネス方法の特許」に関して、判例に触れながら、米国における関連法制度（特許法・審査基準）を中心に（編幅の関係上日本・欧州に関する考察を割愛する）考察を試みる。

第一節 ビジネス方法の特許とは何か

議論に先たち、ビジネス方法の特許の定義、言い換えれば、ビジネス方法の特許とは何か、そしてそもそもいかなる特徴をもった発明であるか、をまず明確にする必要がある。

現在、この種の特許に関して、ビジネス方法（特許）、ビジネス関連発明、ビジネスモデル（特許）、などさまざまな呼称⁹⁾が存在しているが、これは、特許という制度に関する言葉であるも

の、法律上の用語ではない¹⁰⁾。つまり、従来の特許とは別の新たな法的・制度的枠組みが設けられていないため、そのいずれも特許法という発明のカテゴリーの一つとして存在していない。それは、特許法ではこの種の特許を「コンピュータ・ソフトウェア関連発明」¹¹⁾の一形態として捉えているからである。

しかし、だからといって「ビジネス方法の特許」が「ソフトウェア特許」に同義であるというわけではない。平成12年10月に特許庁により公表された「ビジネス方法の特許について」の中では、「ビジネス方法の特許」に関する明確な定義づけがないものの、その特徴については以下のようにまとめられている。

①ビジネス上のアイデアを汎用コンピュータや既存のネットワークを利用して実現する。

②発明の実施態様や実施品の利用領域がこれまで特許制度との関係が希薄であった分野、業種にも及ぶ。

③事業方法や営業方法そのものは「人為的取決め」であり、「発明」には該当しない。

特徴①は、既に述べたように、「情報技術の進歩により、従来、事業化が困難であったり、事業化しても大きな市場を形成できないようなビジネスアイデアであっても、汎用コンピュータや既存のネットワークを利用することで、「事業として実現することができる可能性が生じてきた」というビジネス方法の特許の出現背景としても考えられる。

また、特徴①に関する表現は、文言上、ビジネス方法特許の成立要件としても読み取れる。特徴③と合わせて考えると、ビジネスの方法がそのまま特許として認められるのではなく、「汎用コンピュータや既存のネットワーク」を利用したものでなくてはならない。「汎用コンピュータや既存のネットワーク」を利用せずに特許を出願したとしても、それは単なる「人為的取決め」となり、発明を構成しえない¹²⁾。かつての電鉄会社の沿線開発のような、純粋な意味での商売の方法や経営方法がその例である。

しかし、「汎用コンピュータや既存のネットワーク」を利用すれば、全てのビジネスの方法に特許が取れるのかと言われればそうではない。たとえば、コンピュータ・ネットワークを利用してアンケートを送付・回収するような市場調査のビジネス方法は、確かに「汎用コンピュータや既存のネットワーク」を利用しているが、しかしこの場合での「利用」は単に道具として使用したに過ぎず、本質的には変わらず人為的取決めになるので、発明を構成しえない。

特徴②はビジネス方法の特許の及ぶ利用領域を示している。「ビジネス方法」の特許であるわけで、やはり商業・サービス業といった領域で用いられることを前提としているのだが、「これもその外延ははなはだ曖昧であって、必ずしも非製造業に限定されるものともいえない。たとえば、製造業関連でも、製品や部品の発送等のロジスティックや在庫管理といった業務に関連するものであれば」¹³⁾、ビジネス方法の特許に含まれそうだし、「逆に航空管制・運行関連のシステムだと一見サービス業に関連が深そうであっても、実際には気象データ等の解析処理を行っている場合も考えられそうなので、必ずしも『ビジネス方法の特許』としてもとらえにくい

ともいえる。あくまで、発明が果たしている役割に着目して、それが実質的に商業・サービス業といった領域に近いものであるという目安に過ぎないことは確か¹⁴⁾である。

第二節 米国におけるビジネス方法の特許を巡る特許法制度の変容

ビジネス方法の特許が特別の制度によるものではなく、コンピュータ・ソフトウェア関連発明の一形態でありながら、ソフトウェア特許と異なる特徴を有するため、ソフトウェア特許関連法制度をそのまま無検討に適用することができないのは既述のとおりである。また、同じアイデアでも、工業製品や製造技術に関するものであれば、特許法により保護ができるが、ビジネス方法については特許の対象とならないのが従来の法制度であった。ビジネス方法特許の出現が、特許の捉え方に新たなコンセプトをもたらし、特許法制度に新しい法解釈が求められることを意味する。

そこでビジネス方法に関する特許法制度の変容およびそれに伴う審査基準の改定について、米国法を中心に検討する。また、ビジネス方法特許の出現背景には、情報技術の発達のほか、社会政策、いわゆるプロパテント政策も重要な要素となっており、それがビジネス方法の特許を取り込む法制度に深刻な影響を与えるため、少し触れることにする。

一 米国のプロパテント政策

米国においてビジネス方法の特許が続々と認められるようになった背景にはプロパテント政策(Pro-patent policy)がある。インターネットの発達により、ビジネスのアイデアが「汎用コンピュータや既存のネットワーク」を利用することで、事業に直結するようになり、それがプロパテント政策によってコンピュータ・ソフトウェア関連発明として保護されるという構図である。

歴史を遡って米国のプロパテント政策を概観すると、以下のようなことがわかる¹⁵⁾。

米国は建国から1930年にいたるまでの半世紀あまり、プロパテント政策の国だった。この時期において米国では、特許の保護が強化され、発明が次々と誕生した。しかし、1929年世界大恐慌をきっかけに、これを大企業による市場の寡占化が原因であると結論付けた米国は、特許法と対立関係にある独占禁止法の強化が必要であると判断し、1930年を境に、独占の弊害排除のため反トラスト法を中心としたアンチパテント政策に転換した。

アンチパテント時代は1970年代の終わりまで50年間続いたが、70年代以降、産業の低迷下と空洞化を招き、米国産業の国際競争力低下に対する危機感が大きくなってきた。レーガン政権(1981～89)は、ジョン・ヤングを委員長とする「産業競争力に関する大統領諮問委員会」を設立した。85年1月に、委員会は調査研究の結果を基に「産業競争力委員会報告書」、いわゆるヤング・レポートを議会に提出した。このヤング・レポートを契機として米国は強いアメリ

力の復活を唱え立ち上がり、産業活性化を目指して再びプロパテント政策への転換に乗り出した。

この政策は後のブッシュ政権及びクリントン政権によっても引き継がれた。93年にはクリントン大統領の「米国の経済成長のための技術政策」が発表され、特許の対象性の拡大が検討されるに至った。その結果、1994年には、米特許商標庁は特許適格性の要件を大幅に緩和した新たな審査基準を発表し、バイオ、コンピュータ・プログラムなどにも次々と特許を認め、自国の戦略的産業をより強固なものにするのに貢献した。新審査基準では、新規性、非自明性(Non Obviousness)、及び記載要件を中心に審査をすることになったため、ビジネス方法特許の申請が相次ぎ、1000件をも越すビジネス方法特許が成立した。ただし98年の時点までは依然としてこの権利を行使して侵害訴訟を行う企業はほとんど現れなかった。ビジネス方法特許が脚光を浴びるようになった直接のきっかけは1998年7月の米国の連邦巡回控訴裁判所(CAFC)のState Street Bank判決である。

プロパテント政策の効果を一言で言えば、一国産業界の国際競争力の向上にある。しかし、国際経済の中心地位にある米国がこのような政策を取ると、話がまた別となろう。米国主導のプロパテント政策の影響は避けられず、アンチパテント的な政策下で育った日本の産業界も含め世界各国が無検討でこの動きに追従するのは必至である。それは、「米国が認める特許分野を他国では認めないとすると、その分野における技術開発競争では他国は遅れをとってしまうことになる。また、このままでは米国以外の国は国内産業を特許で防衛することが極めて困難になってしまう。特許侵害問題では米国企業からの一方的に攻撃にさらされてしまうからである」¹⁶⁾。米国の知的財産権強化政策に追従して、各国でこれまで議論の余地が多々あったコンピュータ・プログラム権利保護の問題を軽率に処理したのがその例である。

ビジネス方法の特許の容認もまたこの流れの延長線にある。ビジネス方法の特許は偶然の産物なのではなく、米国政府は戦略的に特許として容認した、プロパテント政策の中で生まれるべくして生まれた特許形態だといえるが、このように、情報技術の劇的な進歩と、プロパテント政策という、技術動向と社会政策の両面からの影響を受け、各国はビジネス方法の特許に対する対応を進めてきた。プロパテント政策を推進する米国が先陣を切り、それに他国が追従する形である。

とはいうものの、プロパテント政策を推進するに当たって、市場秩序の維持と強化も忘れてはならないことはいうまでもない。この点については、中山信弘は、次のように述べている。

「米国では、プロパテント政策を語る時、反トラスト法の存在を忘れてはならない。前者は、知的財産権を広く強く保護することで産業の発達に寄与しようとするものであり、後者は独占を禁止して国民経済の発達を促進しようとするものである。手法は独占と独占禁止とまったく反対であるも、その目的はともに産業(経済)の発達にあり、共通する。つまり、両者がともに機能することが産業の発達には重要である。これは日本でも同様である。ものづくりと情報

づくりの手段としてプロパテント政策があるにすぎない。最近騒がれている知財立国も情報立国という目的を果たすための一手段にすぎない。したがって、知的財産法を強化させた場合には、必ずそこには独占という弊害が生じるのであり、競争秩序を維持して経済の健全化を図るべく、独占禁止法も強化しなければならない¹⁷⁾。

二 Hotel Security Checking 事件判決と「ビジネス方法除外原則（business method exception）」

米国特許法第 100 条で、「発明」は発明または発見を意味するとしているが、発明および発見について明文上の定義は与えられていない。ただし、同法第 101 条には、特許の対象となる発明として、新規かつ有用な方法(process)、機械(machine)、製品(manufacture)、組成物(compositions of matter)の四つのカテゴリーがあげられており、これらのいずれか一つ以上に属する発明が保護対象（subject matter）となる。なお、米国特許法は、ある発明が特許を受けるためには、新規性（発明が公に知られていないこと、特許法第 102 条）、非自明性（公知資料に基づき自明でないこと、特許法第 103 条）、適切な開示（十分、かつ適切に記載されていること、特許法第 112 条）の三つの要件が満たされなければならないことを求めている。

連邦最高裁判所¹⁸⁾によれば、「自然法則(law of nature)」、そのもの、「物理的現象(physical phenomena)」、「抽象的なアイデア(abstract idea)」の三つのカテゴリーのいずれかに該当する発明類型は「根本的真実かつ根源の原因であり（中略）特許性がない」として、抽象的概念は特許法の保護対象外（非法定主題、non-statutory subject matter）とされている。

101 条で挙げられた四つのカテゴリーのうち、機械、製品、組成物に関する発明の場合は通常有形のため、「抽象性」を問われることはない。しかし、方法の発明の場合は、その抽象性に問題が生じることが多く、その解釈をめぐる種々の議論が展開されてきた。その代表例が、ソフトウェア関連発明¹⁹⁾に関するものである。ソフトウェア関連発明の特許適格性を考える場合、アルゴリズム、特に数学的アルゴリズムの例外と、ビジネス方法の例外が焦点となる。

アルゴリズムの特許適格性をめぐって、最高裁まで持ち込まれた代表判例は三つある。1972 年の Benson 事件判決²⁰⁾では、「一連の数字を他の数字に変換するだけのコンピュータ・プログラムに特許を与えれば、ソフトウェアが依拠する数学の公式を先占させることになる」ため、連邦最高裁判所は特許を無効と判断した。これを受けて、米国特許商標庁はこの判決によって特許適格性が否定されたのはすべてのアルゴリズムであるとの考えに立ち、アルゴリズムを含む発明を拒絶していた。しかし、1981 年の Diehr 事件判決²¹⁾において連邦最高裁判所は、保護対象に該当しない類型として自然法則、自然現象、及び抽象的アイデアの 3 項目を示した上、Benson 事件判決において特許保護が否定されたのはアルゴリズム一般ではなく、数学的アルゴリズムだけであるとの判断が下され、米国特許商標庁の実務は一転してリベラルな方向に変更された。その後、1994 年の Alappat 事件判決²²⁾では、数学的アルゴリズムであっても、「有用、

具体的かつ有形の結果(usable, concrete and tangible results)」を生み出し、実際的应用 (practical application)があれば、特許適格性が認められるとの判断が示された。

一方、ビジネス方法に関する発明については、「概して抽象的な概念であり、特許の対象となる発明ではない」、いわゆる「ビジネス方法除外原則 business method exception」という見解が、長年にわたって常識とされてきた。たとえば、米国特許商標庁の審査基準 706 の 03 (a) においても、ビジネス方法は特許法の保護対象に該当しないということが明示されていた²³⁾。もっとも、後述するとおり、1998年の State Street Bank 事件控訴審判決より少し前に審査基準からも削除されているという経緯もあるのだが、ただ、それ以前は、暗黙裡にビジネス方法は特許法の保護対象から外れると信じられてきたことは確かである。なお、ビジネス方法除外原則は、1908年の Hotel Security Checking 事件判決²⁴⁾により、判例法として確立したと考えられているが、1908年の Hotel Security Checking 事件判決よりも以前の段階で、いくつかの判例²⁵⁾によって、ビジネス方法の特許適格性へ否定的な認識がある程度形成されていた。

1908年の Hotel Security Checking 事件で問題となったビジネス方法は、1908年 Hotel Security Checking 社が取得した、レストランにおける従業員の不正行為を防止するために集中管理の仕組みを施した帳簿管理方法特許(ウエイターとマネージャーが連続番号を付した2枚つづりの伝票を持つことによる注文の集中管理方法。物としては伝票の書式のみ)に関するものである。

このような発明につき、新規かつ有用なものであるのかという点と、特許適格性を認めることができるのか、という二点が問題となったが、前者については、判決では、本管理方法は公知であるため、特許要件である新規性を満たさないと判示した。また後者については、抽象的なビジネス遂行の仕組みは、それを実施するための手段と一体でなければ「発明 (art)」ではないので、特許の対象とはならないと判示した。なお、本件判決では、後よく引用されるようにビジネス方法であれば一律に特許適格性を否定するとの判断がなされていない。そのため、「どういうわけか本件判決が、ビジネス方法除外原則の根拠とされてしまって、以来、かの State Street Bank 事件控訴審判決にいたるまで、このような原則が基本的に有効なものとして維持されてきた」という指摘²⁶⁾がある。これについて、後述する 1998年7月 State Street Bank 判決でも言及している。

ビジネス方法除外原則はこのように Hotel Security Checking 事件判決により確立されたと考えられ、その後の判決へ大きな影響を与えた。たとえば、Loews Drive-Inn Theatre 事件判決²⁷⁾では、ドライブインシアターに関する特許権の有効性につき、ドライブインシアターを実際に構成するための大きな駐車場、大きなスクリーンといったものは具体的実現手段に過ぎないとされ、さらに、車に乗った状態で映画を見ることができるといった基本的な発想ないしは着想というものは抽象的なものであるため、特許法の下で保護される発明を構成するに足りるものではないと判断された。Hotel Security Checking 事件判決で示された基準に沿った形で判断を行っている。ただ、ビジネス方法除外原則について注意しなければならないのが、「Hotel Security

Checking 事件判決およびそれ以降の Loews Drive-Inn Theatre 事件判決その他の判例、いずれもがビジネス方法に関する発明であることを直接の根拠として、特許権の成立を否定しているわけではなく、「あくまで傍論であって、直接には新規性、自明性を根拠としている。」との指摘がある²⁸⁾。さらに、1960年代後半になると、ビジネスを行うためのシステムの実現にコンピュータが用いられるようになり、コンピュータを利用したビジネス方法の特許適格性の判断は、ビジネス方法除外原則の議論よりはむしろ前述のような数学的アルゴリズムの例外の議論を中心に行われてきた²⁹⁾。

ところが、コンピュータを使った入札方法に関する特許権の有効性が問題となった1994年の In re Schrader 事件判決³⁰⁾では、Newman 判事の少数意見として、「『ビジネス方法除外原則』は誤用の恐れがあり、時代にそぐわない。クレームされた方法がビジネスに係るものであるか否かを問わず、クレーム全体として、新規性・非自明性・開示要件について充足されているか否かを判断すべき」である、といった見解³¹⁾が見られた。

In re Schrader 事件判決以降、情報技術の発達が、ビジネスを行うための汎用コンピュータやネットワークの利用を加速させ、これまで事業化できなかったビジネス方法も次々と誕生した。このような流れの中で、ビジネス方法除外原則が疑問視されるようになった。これを受けて、1996年に米国特許商標局は、米国特許審査便覧³²⁾ (MPEP) の最新版において、ビジネス方法除外の原則を記述した条項 706.03(a) 「ビジネスを行う方法は、プロセスまたは方法のカテゴリに入るように見えるが、法定の条項に該当しないとして拒絶することができる。Hotel Security Checking Co. v. Lorraine Co. 判決 (1908)、Wait 判決 (1934) 参照」を削除した。

さらに、同年2月に米国特許商標局により発表されたコンピュータ関連発明の審査ガイドライン (Examination Guidelines for Computer Related Inventions Final Version) では、「審査官はビジネスを行う方法に関するクレームを適切に取り扱うことが困難であった。クレームはビジネスを行う方法として分類されるべきではなく、他のプロセス・クレームと同様に取り扱われるべきである」との記述³³⁾があった。言い換えれば、クレームが法101条の特許適格性に関連するか否かの判断は、クレームが「ビジネス方法」に関係するものかどうかにかかわらず依拠すべきではない。つまりビジネス方法除外原則を否定するような考えであった。

三 State Street Bank 事件控訴審判決³⁴⁾と「ビジネス方法除外原則」の否定

ビジネス方法除外原則が疑問視されるようになった4年後、1998年7月の連邦巡回控訴裁判所の State Street Bank 判決によって、その存在は正面から完全に否定された。

「ハブ・アンド・スポーク特許」³⁵⁾ (投資家達から集めた資金を一つの財布に収め、様々なファンド (投資信託商品) に運用し、情報技術を利用してどうすれば有効に運用できるか、経費の節約、節税ができるかを瞬時に決定するデータ処理システムを特許化したもの) で問題となった本件判決の原審 (マサチューセッツ州連邦地方裁判所 1996年3月26日決定) では、ビ

ビジネス方法の特許について以下のように述べ、当該特許を無効とする判断を下した。

「当裁判所の決定は、『ビジネス方法の例外』として知られる特許性に関する排除理論にも適合する。一連の過去の判例で確立されているように、ビジネス方法は特許性のない抽象的アイデアである」。当該特許は、「パートナーシップのポートフォリオの多層化投資構造のアイデアに対する独占を被告に与えるものであり、ある種のビジネスを行うため必要な会計システムに特許を与えることは、ビジネス自体に特許を付与することになる。こうした抽象的アイデアに特許性はなく、ビジネス方法としてであれ、数学的アルゴリズムとしてであれ」、当該特許に特許性は認められない。

これに対して控訴審では、以下のように述べ、原審判決を全面的に破棄し、問題となった「ハブ・アンド・スポーク特許」を容認した。

「原審では、本件特許が保護対象に対する判例法上の除外原則である、『数学的アルゴリズム』、『ビジネス方法』の除外に該当すると判示した」が、「法 101 条の平易で明確な規定は、保護対象の四つのカテゴリーのいずれかに該当するいかなる発明も、それが 102 条、103 条、112 条などの特許法に規定されている他の要件を満たす限り、特許を受けることができることを意味している」。「法 101 条に包括的な用語である『いかなる (any)』が繰り返し使われていることは、法 101 条に特に既定されている要件を限界として、特許取得の対象となる保護対象にこれ以上の制限を加えないことが議会の意図であったことを示している。実際、最高裁判所は、法 101 条が『人間が創るこの世のすべてのもの』を対象とすることを意図していたと述べている (Diamond v. Chakrabarty 判決(1980)、Diamond v. Diehr 判決(1981)参照)。立法経過において議会は 101 条の要件以上の制限を課すことを意図していなかったことから、101 条に、特許の対象となる保護対象への制限を見出すことは適切ではない (Chakrabarty 判決(1980)参照)。」

「ビジネス方法除外原則は、当裁判所および CCPA³⁶⁾によって適用され、特許性なしと判断されたことはなかった。常に、数学的アルゴリズムの認定に基づく抽象的アイデアの例外が、ビジネス方法除外原則に先行して適用されてきた。保護対象に対するビジネス方法除外原則を確立したとしてしばしば引用される Hotel Security Checking Co. v. Lorraine Co.判決 (1908) でさえも、特許を無効とするために、この原則に依拠して判断したのではなく、新規性と発明の欠如により無効とされた」のである。「当裁判所はこの機会を利用して、不適切なビジネス方法除外原則を葬り去る。ビジネス方法除外原則は、そのはじめから、単に一般的な原則として存在していたが、もはや適用可能な法理ではない」。「特許の対象となるか否かは、ビジネスを行う方法であるかどうかにかかわらずに依拠するのではなく、有用、具体的かつ現実的な結果 (use-ful, concrete, and tangible result) を生むものかどうかを判断基準」とすべきである。

本判決は、ビジネス方法除外原則を明確に否定した司法判断として、特許権を巡る多くの議論・事例の中でも、極めて重要な位置を占めるものとなった。ビジネスの方法も特許権の適用範囲という捉え方が確立したことで、米国のみならず各国で、ビジネス方法の特許が、一躍脚

光を浴びることとなった³⁷⁾。

しかし、ここで注意しなければならないのは、本判決によりビジネスを行う方法そのものに特許が認められたのではなく、有用、具体的かつ現実的な結果（use-ful, concrete, and tangible result）を生むようなもののみ特許が与えられるにすぎない。また、「法 101 条が『人間が創るこの世のすべてのもの』を対象とすることを意図し、特許の対象となる保護対象への制限を見出すことは適切ではない」との考え方から、ビジネス方法のみならず、数学的アルゴリズム、さらに、どのような新たな製品と方法でも特許法の保護対象となりうるという判示は、米国特許法の確立された本来の原則と一致し、本判決でのもっとも大きなポイントとなる。ところが、本判決はこのように理論的には妥当と評価できるものの、従来の「物」の特許と大きく異なった性格を持つビジネス方法（ビジネス方法特許の対象であるビジネス方法は、工業製品や製造技術の場合と異なり、そのアイディアの創造・実現のために、必ずしも高度な専門的・技術的知識、多額の設備・開発資金、長期の研究・開発期間等を要するものではない）にたやすく特許を与えることが妥当であるとは到底考えられず、ある種のビジネスを独占してしまうような発明に独占的権利を与えたり、市場に予想外のインパクトを与えたりすることを防止するためには、社会・技術状況を見極めた上で、法制度における更なる検討が必要であろう。

四 State Street Bank 事件控訴審判決後の米国の動向

State Street Bank 事件控訴審判決により、ビジネス方法の特許も保護対象となったため、それに関する新規申請が激増した³⁸⁾。特許権が多く与えられるようになり、これに伴った権利の行使が一般化され、訴訟の数も大幅に増加した。中には、その後、特許制度のメカニズム全体に対して大きな影響を与えたものとして、Amazon.com 社によるワンクリック特許紛争事件、Priceline.com 社による逆オークション特許紛争事件が挙げられる³⁹⁾。

インターネットによる書籍・ビデオ販売の最大手の Amazon.com 社が自社のホームページで以前書籍を購入した顧客は再び購入する際には届け先や名前連絡先を再度入力する必要無く、文字通りワンクリックでそれらを検索できるというシステムのワンクリック特許を有している（1997 年 9 月の出願当時、この方法を採用していた仮想店舗はネット上で散見できる。特許成立時点ではありふれた注文方法になっていた）。同社は、1999 年に同じ方法を用いていた全米最大手の書籍販売会社であるバーズ・アンド・ノーブル社を相手取り訴訟を起こすに至った。これは異例のスピードで訴訟が進み、同年の 12 月にはシアトル連邦地裁は Amazon.com 社の主張を認め、バーズ・アンド・ノーブル社にワンクリック特許の使用禁止仮処分と損害賠償の支払いを命じる判決が下った。

また、インターネット上で航空券等の販売仲介を行っているベンチャー企業 Priceline.com 社による逆オークション特許とは、通常のオークションとは逆に購入者側が価格を設定してそれに販売側が応える、いわゆる「name-your-price」購入サービス（これもまたありふれたもので

あると言われている) というものである。そしてマイクロソフト社が同じ方法を使用していることが判明し訴訟へと移っていき 2001 年 1 月に双方和解という結末に至った。

ビジネス方法特許権者が、こうしてインターネットでよく応用されるビジネス方法を特許として登録し、さらにこれをめぐるビジネス方法の特許の獲得戦争を繰り返した。これに対し、米国の産業界や消費者からは、電子商取引の健全な発展を阻害するものであるとして猛烈な批判が吹き出ている。特に、特許権利者が特許を武器としてビジネス分野全体への新規参入を妨げ、競争相手を排除し、寡占化を進めようとしている状況に対する強い批判がこめられた。

特に、Amazon.com 社の「ワンクリック特許」、Priceline.com 社の「逆オークション特許」に対しては、ありふれた技術によって電子商取引の独占を図るものであるとの批判がネットユーザを中心に展開された⁴⁰⁾。「Priceline.com のビジネス方法の特許は当企業が利用しているビジネス方法の本質をつかんでおり、したがって競争に対する完全な障壁を作り出している」。

「Priceline.com によってクレームされた「装置」は単なる論理処理プロセッサ(つまりコンピュータ)と、買い手・売り手を引き合わせるソフトウェア・プログラムに過ぎない」。また、オープンソースのパイオニアである the Free Software Foundation の Richard Stallman がワンクリック特許の攻撃的利用について Amazon.com に対する不買運動を呼びかけた。その後まもなく、Tim O'Reilly(著名なインターネット出版社)が Amazon.com の CEO である Jeff Bezos に対して公開状で「Amazon.com のワンクリック特許は知的財産権の行きすぎた悪例のひとつである。・・・多くのソフトウェア特許のように、コンピュータ科学における技術進化のスピードに特許制度がついていけないことからくる横領や詐欺のようなものである」と不満を述べている。

これに対し、Amazon.com の CEO である Jeff Bezos 氏は、自分自身の公開状の中で「特許法において、ビジネス方法の特許やソフトウェア特許は他の種類の特許とは基本的に異なるものであると認識すべきである」とし、下記の三点を提唱した⁴¹⁾。

特許権を認めるのは少数、上質、短期(3～5年に短縮)を原則。

特許認定に際して一般公開による1ヶ月の公告期間を設けること。

既に認められた特許にも新規規定を遡及適用すること。

なお、「ワンクリック特許」につき、連邦巡回控訴裁判所(CAFC)は2001年2月、バーズ・アンド・ノーブル社がワンクリック特許の正当性に疑義を生じさせる十分な異議申し立てをしたとして、類似システムの使用差し止めを命じた連邦地裁の仮決定を取消し、地裁へ差し戻した。

State Street Bank 判決よりもずっと前からコンピュータ業界の大部分はソフトウェアを知的財産権として保護する考え方について抵抗していた。1991年の時点で既に、the league for Programming Freedom(少なくとも非公式にはマサチューセッツ工科大と提携しているグループ)は「ソフトウェア特許はアメリカのコンピュータ業界を荒廃させるまでに脅かしている」と主張している⁴²⁾。そして Amazon.com の方針転換が最終的な引き金となり、世論は State Street

Bank 判決は行き過ぎであつたとの認識に結晶化した。こうした批判を受け、米国議会、裁判所、特許庁、産業界等において、ビジネス方法の適切な特許保護に向けた動きが見られた。

1999年11月29日に特許法改正により、ビジネス方法の特許に限って先使用の抗弁が認められるようになったが、米国の産業界や消費者からは、この改正では何がビジネス方法に関する特許権なのかという定義規定はなく、権利内容としても中途半端なものであるとして、根本的な問題解決にはならないとの批判が収まらず、2000年3月には特許商標庁は「ビジネス方法特許イニシアティブ・アクションプラン（business methods patent initiative: an action plan）」⁴³⁾を発表し、ビジネス方法特許に関連する分野における政策決定等での産業界との連携強化および審査の質の向上を目指す旨を表明するに至った。

まず産業界との連携強化として、次の3点を明らかにした。第一に、バイオテクノロジー産業の場合と同様に、ソフトウェア、インターネット、及び電子商取引等の産業界とも公式の協力関係（Formal customer partnership）の場を創り上げること。そして年4回は会合を行って、本テクノロジー領域における互いの関心事項についての討議を行い、米特許商標庁と共に計画とその実現への努力を行う。第二に、2000年夏季に関係者とラウンドテーブル会議を行ってビジネス方法特許をめぐる問題点とその解決法について討議を行うこと。そして、第三に、米特許商標庁が使用する先行技術資源について産業界からのフィードバックを得たり、外部データベースなども入力したり、情報収集を行うことにより先行技術データベースを充実せしめること、である。

審査の質の向上に関しては、第一に技術的訓練の向上である。審査官の研修にあたっては民間企業との連携を深め、民間の商慣行など審査官の技術資料に加えるなどを実行し、更にどのような分野を強化すべきかについても広く意見を求めることとした。第二には審査基準の改訂である。コンピュータ関連発明についての審査基準はState Street Bank事件及びAT & T対エクセル事件についての判決に照らして改訂する。第三は、現行の調査活動の改善である。

そして、「ビジネス方法特許イニシアティブ・アクションプラン」が発表される間もなく、米国議会では更なる動きが見られた。2000年10月3日にHaward L. Berman下院議員とRick Boucher下院議員により現行法への強い批判を含んだ「2000年ビジネス方法特許改正法案（Business Method Patent Improvement Act of 2000）」が提出された。法案は、ビジネス方法発明に対し、出願公開、異議申立手続の設定、サーチ実施の有無及びその範囲の開示義務、周知ビジネス方法の実行にコンピュータを利用した発明についての自明性の推定、無効性の立証責任の軽減、等の制約を課すことを目的としている。しかし、「特許法の改正は一朝一夕に成立するものではなく、何年も議論を重ねて行なわれるものであるから、本改正案提出を以って直ちに全面的改正に向かうというわけではない。特に99年10月にビジネス方法特許の先使用権の導入などを含む改正法が成立したばかりである」⁴⁴⁾。結局第106回連邦議会では本法案が成立に至らなかった。

第三節 ビジネス方法の特許の問題点

ビジネス方法の特許の対象であるビジネス方法は、従来の「物」つまり工業製品や製造技術の場合と異なり、アイデアである「ビジネスの仕組みや形態」を「汎用コンピュータや既存のネットワーク」の利用によって実現するため、「必ずしも高度な専門的・技術的知識、多数の専門家・研究者、多額の設備・開発資金、長期の研究・開発期間等を要するものではない」⁴⁵⁾。つまり、非常に専門的で、かつ新製品等を開発すると多大な研究開発費と開発期間がかかってしまいそうな特許の世界に、「ローコストでかつハイリターンを確立できる」ビジネス方法の特許を誰でもいつでも獲得できるような状況が生じ、中小企業やベンチャー企業はもちろん、個人にとっても、特許権取得とそれによるビジネスチャンス獲得が、身近で現実的なこととなったといえよう。

しかし、「儲ける仕組みの特許」とでも呼ばれたビジネス方法の特許が State Street Bank 事件控訴審判決により特許法の保護対象となってもまもなく、米國中批判の声が相次ぎ、ビジネス方法の特許の抱える問題点を検討すべく、米国議会、裁判所、特許庁、産業界が動かされた。その後、特許法・審査指針をめぐる一連の改正によって、改善される方向にあるが、従来の特許と大きく異なる特徴を有するため、それに関する再検討、そして問題解決に向けての努力と時間が必要となる。

一 ビジネス方法の特許をめぐる特許行政の論理とインターネット文化の衝突

情報技術の劇的な進歩、とりわけインターネットの発達が生じたのがビジネス方法の特許の出現につながったわけで、ビジネス方法の大半がインターネットを利用して実現されるものであると考えられる。特許行政の論理では、過去の有用で新規性・進歩性がある先行技術は全て先行技術データベースに入っているわけで、入っていない技術は先行技術ではないから特許の対象外とされる。しかし、インターネットの分野においては、「機械や科学の分野と異なり、発明や新考案が文書化されて公開されていることはほとんどなく、ほとんどは、口頭や電子メールなどで人から人へ受け継がれる『民間の知識』に似たものである」⁴⁶⁾。さらに、「発明者も開発者も自らの権利は主張しないでどんどん提供して多くの人に役立ててもらおうという市民のボランティア活動が大きな柱となっている」⁴⁷⁾。インターネットはそのようにして発展してきたネットワークであるため、インターネット上で実現されているビジネス方法のほとんどが先行技術データベースに入っていない。

Amazon.com 社によるワンクリック特許紛争事件、Priceline.com 社による逆オークション特許紛争事件で見られるように、米特許商標庁はこれらの先行技術を把握してこなかったため、ビジネス方法特許の多くが先行・公知・公用（公然使用）の技術についてであり、多くの不当な侵害事件を起こしている。このようなビジネス方法に特許を与えることは、明らかに特許制度

に反する。

特許法では権利の主体を発明者およびその継承人、いわゆる発明者主義としているが、理念型としては、出願者主義、つまり誰が真の発明者であるかということ問わずに最初の出願者に特許を付与するという考え方もある。とくに特許行政の論理においては、何らかの保護策を自ら欲して積極的に行動を起こすことを重視している。自ら「努力」して、「行動を起こす（出願する）」者の権利は保護されるが、行動を起こさない者、たとえ発明者でも、その権利は保護されないのである。製造業に關係する発明であれば、その権利者のほとんどが発明者であることは明白だが、インターネットを最も重要な利用・実現手段とするビジネス方法となると状況が変わってくる。たとえば、米国では Walker.com のように、自らは「特許工場」として、インターネット上に存在したビジネス方法を検索・研究して、ビジネス方法の特許権を次々と取得し、それを他社へライセンスするという新たなビジネスを営む者もいるぐらいである。

このように、ビジネス方法の特許をめぐる特許行政の論理とインターネット文化の衝突があるにもかかわらず、「物」の特許と大きく異なった特徴をもつビジネス方法の特許を従来の特許行政の枠内に取り込んだ結果、ビジネス方法の特許の問題点を顕在化させた。これに関して、以下のような批判⁴⁸⁾が見られる。「米国は他国の出願主義を形式主義であると批判すると共に、自国の先発明主義を擁護して『出願主義は形式優先に陥りがちで真に保護されるべき発明者を保護していない』と批判しているが、実は自らも同じことをやっているのである。また全ての有用で新規性・非自明性のある発明は、当然特許出願されて保護されているわけであるから、特許出願のない発明は有用でもないし、新規性・非自明性にも欠けると見なされても仕方がないという考えがある。換言すれば過去の有用で新規性・非自明性がある先行技術は全て特許技術データベースや先行技術文献に入っていると想定して間違いがないのであるから、そのようなデータベースに入っていない技術は先行技術ではないし、公知でもないし、いわんや公然使用されているわけではない、と行政はみなしてしまうのである。百歩譲って、仮に先行する有用で新規性・非自明性がある技術が存在したとしても、発明者が自ら行動を起こさないのであれば他者がこれを登録しても行政は関知しない」のである。

2000年3月に発表された「ビジネス方法特許イニシアティブ・アクションプラン」の中では、ビジネス方法特許に関連する分野における政策決定等での産業界との連携強化および審査の質の向上「審査官教育の充実」、「先行技術調査の拡充」⁴⁹⁾が訴えられているが、独立された「汎用コンピュータや既存のネットワーク」を利用したビジネス方法なら「産業界との連携強化」で「先行技術調査の拡充」ができて、インターネットを利用したビジネス方法の場合、気の遠くなるような莫大の人力、そして長期にわたる検索・研究期間が必要であることが明白である。さらに専門的な知識、多大な研究開発費と開発期間を必要とせず、ひらめきで誰でもいつでも思いつくようなビジネス方法の場合、その多くが特許出願されたら特許庁の機能が麻痺することが懸念される。

二 ビジネス方法の特許のもたらす弊害

特許権は、他人が特許発明を業として実施する場合、その差し止めに求めることができる排他権である。ビジネス方法についての特許が成立することになると、ある企業がこれを1件取得した場合、当然ながら、他の企業は同じ方法を用いることができなくなる。ビジネス方法の特許に関しては、ロック・イン効果やネットワーク効果が強く働くため、「早い者勝ち」が決定的になるのではないかと指摘されている⁵⁰⁾。逆に言えば、企業にとって、ビジネス方法の特許の取得は、他社の基本構想やその実現方法を封じ込め、市場を独占するための有効な経営戦略となり得るのである。このことは、ほとんどあらゆる産業・企業にとって、これまでにないほど、大きな影響を及ぼす可能性がある。その結果、非効率な企業が生き残り、大きなシェアを維持することになりかねない。また、新規参入にも弊害が現れるであろうし、さらに公共性の高いビジネス方法が特許によって独占される可能性も考えられる⁵¹⁾。

もっとも、特許保持者が自分の取得した特許に特許使用料(ライセンス料)を課すようなことになれば上記のような弊害をなくせるのだが、その特許を利用した商品やサービスの価格が高騰し、消費者を不利益と蒙ってしまうことにもなる⁵²⁾。

また、上記のような独占を無くすため、代替可能技術を開発すればよいとの考えもありうる。それはビジネス方法の特許だけの問題ではなく、他の分野においても一般的に言えることだが、ビジネス方法に関しては、果たしてどの程度まで代替可能技術の開発ができるのかについては現在のところ定かではない。ただ、ビジネス方法の特許は「ビジネスの仕組みや形態(アイデア)」を「汎用コンピュータや既存のネットワーク(その大半はインターネットであると考えられる)」の利用によって実現されるものであるため、代替可能技術の中心問題は「アイデアの再考」にあるといえる。

ビジネス方法の特許に関する問題点については、上記議論のほか、権利行使面では間接侵害・複数主体による権利侵害の問題、政策の面では国境を超えて利用することにより国際調整の問題、そして立法の面では他法令による保護の可能性の問題、さらには有効期間の問題も含まれている。これらの問題に関する検討は、別稿に譲ることにする。

終わりに

ビジネス方法の特許に関する議論は大きく分けて、理論分野における保護対象該当性の問題と実務分野における裁判・審査基準の問題であると考えられる。保護対象該当性については、まず、ビジネス方法の特許の実体が「コンピュータ・ソフトウェア関連発明」の一形態であることを理解する必要がある。情報技術の発達により、従来独立した技術であると考えられたソフトウェアが高度発達されたツールとしての機能を持つようになり、あらゆる分野の創作の媒

体となりつつあることは否めない。そして多くの分野での創作がこのようにソフトウェアを介して特許法における発明の中にどんどん取り込まれていく傾向にある。ビジネス方法の特許もまさにそういった傾向の一現象であると考えられる⁵³⁾。そのような状況の下で、特許法でいう保護対象の概念が形骸化していくのではないかとの懸念があるが、米国は判例法の国で、「人間が創るこの世のすべてのもの」が特許の対象になるとの考え方もあるぐらいで、特許法 101 条の保護対象（subject matter）の規定はさほど大きな意味を持たない。

しかし、特許法はあくまでも技術を保護する法であるため、たとえソフトウェアを介する形で、純粋な技術的創作とはいえないものを保護すべきではない。そのため、無限定的に流入してくることに對する歯止めを用意すべきである。この場合、実務分野における新規性・非自明性（日本法では進歩性）などといった保護対象以外の要件で対処せざるをえない。具体的な措置として新規性・非自明性に関する裁判・審査基準の明確化、先行事例とりわけインターネット上のデータベースの充実、さらには審査官・審判官の技術向上策などが挙げられる。

現在は世界的にプロパテント時代といわれ、特許権をはじめとする知的財産法の強化が時代の流れとなり、ビジネス方法の特許の出現につながったことは前述のとおりである。プロパテント政策の善悪を決定付けることはできないが、その影響で技術の発達とともに無限定にまで拡大・強化されつつある知的財産法制度の変容に関してはいろんな議論がある。しかし、ビジネス方法の特許を含め、「コンピュータ・ソフトウェア関連発明」の有効性などといったこれらの議論が法理論分野から政策論分野へと変質され、「実はあまり客観的に定まるものではなく、時代背景や地域性とか民族性とかその他多種多様な要因によって左右されやすいのではないのか、言い換えれば、そもそもその価値というものを客観的に評価すること自体に無理があるのではないか」という懸念⁵⁴⁾があるため、ここでは触れないが、知的財産法が無限定にまで拡大・強化されることでそれに伴う情報の利用形態の独占による弊害は必至である。それを阻止・規律し、健全な経済の発展を確保するため、独禁法の活用・強化が鍵となることを記しておく。

< 注 >

- 1) 特許庁「コンピュータ・プログラムに関する発明についての審査基準（その1）」1975年。
- 2) 特許庁から平成9年に公表された運用指針では、「『プログラムを記録した記録媒体』は物の発明であるが『プログラム』自体はカテゴリー不明確として、記載要件を根拠に媒体クレームのみを認める」とした。なお、State Street Bank 判決以降、特許庁は「特定技術分野の審査基準第1章『コンピュータ・ソフトウェア関連発明』（2000年）を公表。「媒体に記録されていないコンピュータ・プログラムを『物の発明』として取り扱うことを明らかにした」上、ビジネス方法特許に関しても、「ハードウェアとソフトウェアを一体として用い、あるアイデアを具体的に実現しようとする場合には、そのソフトウェアの創作は、特許法上の『発明』に該当する」とした。
- 3) 「ビジネス方法の例外（business method exception）」とも言われ、その根拠判例が1908年 Hotel Security Checking 事件判決(160 F.467 (2nd Cir.1908))であった。
- 4) State Street Bank & Trust Co. v. Signature Financial Group, Inc., 149 F.3d 1368 (Fed. Cir. 1998)。判例評釈としては、松本直樹・「金融ビジネス用システムの特許性 State Street Bank v. Signature (1998年7月23日付け CAFC 判決) について」<http://homepage3.nifty.com/nmat/SSB-SIG.HTM> 最終アクセス日 2005年1月2

- 日。木村靖夫・「ビジネス方法への特許付与とそのインパクト」『知的資産創造』1999年10月号37頁以下。などがある。
- 5) 特許庁「ビジネス方法の特許について」平成12年10月。
 - 6) 「3. 新領域(ビジネス方法)関連発明の動向に関する調査研究」知財研紀要2001 27~30頁。
 - 7) 木村靖夫著『ビジネスモデル特許と企業戦略』丸善ライブラリー2000年、第一章を参照の上で作成。
 - 8) 特許庁・前掲注(5)。
 - 9) かかる呼称の中で、最も一般的に使われているのがビジネスモデル(特許)であるが、米国での用法(「Business Method Patent」)に忠実に合わせるとすれば、ビジネス方法(特許)という言葉の方がより適切である。特許庁が「ビジネス方法(特許)」を用いている。本論文も、便宜上「ビジネス方法の特許」を用いて検討する。なお、この種の特許が特許法上「コンピュータ・プログラム関連発明」の一態様として捉えられているため、さほど言葉を厳格に区別する意義は持たないと考える。
 - 10) 松本由紀夫・「ビジネスモデル特許の概要と金融機関の対応・課題」『郵政研究所月報』2001年3月 94頁。
 - 11) 特許庁「特許・実用新案審査基準」2003年12月、第VII部第1章。
 - 12) 米国では「有用で、具体的、かつ、現実的な結果(a useful, concrete and tangible result)」という条件を満たしていれば、「汎用コンピュータや既存のネットワーク」を利用しなくても発明として認められる余地がある。特許庁「米国特許(クラス705)に関する調査結果 実例による概括的な比較分析」2001年6月 <http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g10613ij.pdf> 最終アクセス日2005年1月2日。
 - 13) 平嶋竜太・「ビジネス関連発明の法的保護」NBL No.725(2001年11月15日)27頁。
 - 14) 平嶋竜太・前掲注(13)28頁。
 - 15) ヘンリー幸田・『ビジネスモデル特許』(日刊工業新聞社 第3章) 青柳武彦・「ビジネス方法特許 最近の日米の法環境」『GLOCOM Review』2001年1月1日発行(第6巻第1号通巻60号)3頁を参考に作成した。
 - 16) 青柳武彦・「ビジネス方法特許 最近の日米の法環境」『GLOCOM Review』2001年1月1日発行(第6巻第1号通巻60号)7~8頁。
 - 17) 中山信弘・「(序章)知的財産法概論」http://www.meiji.ac.jp/laws/kihukoza_1_2.html 最終アクセス日2004年12月18日。
 - 18) Diamond v. Diehr, U.S. Supreme Court, 450 U.S. 175(1981)。
 - 19) なお、プログラム自体の特許適格性について、1996年に米国特許商標庁が公表した「コンピュータ関連発明の審査ガイドライン」(Examination Guidelines for Computer-Related Inventions Final Version)では、特許法の保護対象外であるとしているが、実際には、「コンピュータ・プログラム・プロダクト」(コンピュータ・プログラムを記録した記録媒体)の形式で特許が付与された例が多数存在する。
 - 20) Gottschalk v. Benson, 409 U.S. 63(1972)。判例評釈としては、酒井宏明・「自然法則の利用による発明の成立性とアルゴリズムに対する保護態様の変遷」『本郷法制紀要』No.7 1998年195頁以下。などがある。
 - 21) 前掲注(18)。
 - 22) In re Alappat, 33 D.3d 1526, 31 USPQ 2d 1545(1994)。判例評釈としては、酒井宏明・「自然法則の利用による発明の成立性とアルゴリズムに対する保護態様の変遷」『本郷法制紀要』No.7 1998年199頁以下。などがある。
 - 23) MPEP(Manual of Patent Examination Procedure) § 706.03(a)「ビジネスを行う方法は、プロセスまたは方法のカテゴリーに入るように見えるが、法定の条項に該当しないとして拒絶することができる。Hotel Security Checking Co. v. Lorraine Co. 判決(1908)、Wait 判決(1934)参照」。
 - 24) 160 F.467(2d Cir.1908)。判例評釈としては、平嶋竜太・前掲注(13)30頁以下。などがある。
 - 25) US Credit System 事件判決(51 F.751(C.C.N.D.Illinois;1892))等。判例評釈としては、平嶋竜太・「特許法における保護対象としてのビジネス方法・米国におけるビジネス方法特許の研究」『知的財産研究所研究叢書5』雄松堂2001年。などがある。
 - 26) 平嶋竜太・前掲注(13)30頁。
 - 27) 174 F.2d 547(1st.Cir.1949)。判例評釈としては、平嶋竜太・「特許法における保護対象としてのビジネス方法・米国におけるビジネス方法特許の研究」『知的財産研究所研究叢書5』雄松堂2001年。などがある。
 - 28) 平嶋竜太・前掲注(13)30頁。
 - 29) Merrill Lynch 判決(564 F.Supp.1358(D.Delaware,1983))はその例である。ある意味で State Street Bank 判決よりも以前にビジネス方法関連発明であるか否かにかかわらず特許法における保護対象たることを認めた判例といえるが、あくまでコンピュータ・プログラムとしての側面から、アルゴリズムについ

ビジネス方法の特許に関する一考察（呉）

- での検討と効率的動作という有用な効果に注目した評価を行っており、一般論としてビジネス方法に関する発明をいかにとらえるのかという点については何ら回答していない。
- 30) 22 F.3d 290 (Fed.Cir.1994)。
- 31) 産業構造審議会知的財産政策部会法制小委員会（第2回）配布資料・「三極におけるソフトウェア関連発明保護の動向」4頁 2001年6月。http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g10613gj.pdf 最終アクセス日 2005年1月1日。
- 32) MPEP(Manual of Patent Examination Procedure) § 706.03(a) 1996年版。
- 33) http://homepage2.nifty.com/kurusu-patent/information_guidelines_for_computer-related_invention.htm 最終アクセス日 2005年1月2日。
- 34) State Street Bank 事件控訴審判決の日本語訳（翻訳・井上雅夫）
http://www.venus.dti.ne.jp/~inoue-m/bm_980723SSB.htm#%90%94%8Aw%93%83A%83%8B%83S%83%8A%83Y%83%80 最終アクセス日 2005年1月2日。
- 35) 日本にでも出願されたが、「請求項1において出願人が発明として提案する内容は、データ処理のためのコンピュータが本来有する機能の一利用形態であって、しかも、その利用形態は、特定の金融サービスに必要な会計および税務処理についての考察に基づいて定められたものであり、何ら技術的考察を伴うものでないから、これをもって『技術的思想の創作』ということとはできない。」ことを理由として平成11年9月24日に、発明に該当しないとする拒絶理由が出されている。特表平6-505581を参照。
- 36) CCPA（Court of Customs and Patent Appeals 関税及び特許控訴裁判所）1929年に創設され、1982年10月1日にその役割を CAFC（The United States Court of Appeals for the Federal Circuit 連邦巡回控訴裁判所）と交代する。
- 37) 松本由紀夫・前掲注（10）95頁。
- 38) 米国特許庁は1998年にはインターネットに関連するビジネス方法の特許を182件認め、1999年には399件認めた。Geneva Sapp, Net Patents Process Receives An Overhaul, Infoworld, Apr.3, 2000, の8による。
- 39) 内山充、谷本公明・「ビジネスモデル特許が見る見るわかる」サンマーク出版、2000年、92～94頁。
- 40) Ian N. Feinberg and David S. Bloch・「合衆国のソフトウェア保護に関する新たな課題 現行著作権法、特許法に関する考察」Tokyo Internet Law journal 2001年3月25日16頁以下。
- 41) 青柳武彦・前掲注（16）4頁。
- 42) http://lpf.ai.mit.edu/Patents/against-software-patents.html 最終アクセス日 2005年1月2日。
- 43) http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/actionplan.html 最終アクセス日 2005年1月2日。日本語訳については、http://www.venus.dti.ne.jp/~inoue-m/bm_000329actionplan.htm を参照すること。最終アクセス日 2005年1月2日。青柳武彦・前掲注（16）10頁参照。
- 44) 青柳武彦・前掲注（16）11頁参照。
- 45) 松本由紀夫・前掲注（10）94頁。
- 46) 2000年10月に『2000年ビジネス方法特許改正法』法案が米議会に提出された際の Berman 議員の発言より。青柳武彦・前掲注（16）11頁参照。
- 47) 青柳武彦・前掲注（16）29頁。
- 48) 青柳武彦・前掲注（16）29頁。
- 49) なお、ビジネス方法の特許に関しては、米国、欧州、日本で協調して対応する動きがある。ビジネス方法の特許データベースの共同構築、審査情報の共有、(より厳格な特許審査をするため)情報源の拡大(企業、学術論文、判例など)。特許庁「ビジネス方法関連発明の共同サーチ・プロジェクト報告書の概要」2002年1月、http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai3/1312-027_business.htm 最終アクセス日 2005年1月2日。
- 50) 高倉成男・「ビジネス特許と競争政策」『AIPPI』45巻8号 2000年8月452頁。
- 51) 木村靖夫・前掲注（7）127～129頁。
- 52) 倉林敏・『ビジネスモデル特許で億万長者になる法』同朋舎 2000年、122頁。
- 53) 平嶋竜太・前掲注（13）38頁。
- 54) 平嶋竜太・前掲注（13）39頁。

主指導教員（国谷知史教授）、副指導教員（沢田克也教授・南方暁教授）